

## 二 文書防諜

文書諜報の意義とか價值に就ては第四章に於て述べた通りであるが、戦時下の文書防諜の重要性に就ては、これを敵國の企圖すべき政治、經濟、思想等の部門に對する無形的謀略に對する防衛見地と、爆撃を始め各種破壊的手段に依る有形的謀略の防衛見地とに於て再認識せられなければならない。

軍事上の祕密や、國家機密を漏さないことを以て防諜の本義かの如く考へた舊き防諜觀念は、文書防諜に於ても亦速に揚棄せらるべきである。

従來、我國の刊行物に就ては出版法や新聞紙法によつて、届出及び納本の義務ある以外には、特別の許可を必要としない自由主義を認められて來たのである。このことは文化發展の上には大きな貢獻を爲したであらうが、半面防諜の上からは遺憾の點が尠くなく、年々大きな土産を無償で外國に贈つてゐたと申さねばならない。元來、言論出版等の比較的自由な國に對しては、

諜報も亦容易に行はれるのであるが、列國が我國に對する文書諜報を如何に重視してゐたかは、某本國の如き我國一流の圖書館に於てさへ見られぬ程の、多數の文献を蒐集してゐると謂はれ、又現に大東亞戦争と同時に其の機能を停止した某敵國公館の如き、開戦後も日々三十數種に及ぶ我國内新聞を購讀してゐたと謂はれる程である。

尤も従來とて新聞紙其の他の刊行物に付ては、新聞紙法又は出版法に規定する消極的な掲載事項の制限があり、違反行爲に對する發行或は發賣、頒布の禁止と云ふ制裁規定も附隨してゐるのであるが、之等は主として安寧とか風俗とかを國內保安の見地に於て取扱はんとするものであり、かゝる舊き立法當時の精神を以て、今日の熾烈な世界祕密戦に對抗せしむることは事實上不可能となつたのである。

かくて國家總動員法第二十條に基く新聞紙等掲載制限令（昭和十六年勅令第三十七號）公布せられ、其の第二條に於て

一 國家總動員法第四十四條の規定に依り當該官廳の指定した總動員業務に關する官廳の機

密



- 二 軍機保護法の規定に依る軍事上の秘密
- 三 軍用資源秘密保護法の規定に依る軍用資源秘密

に該當する事項は之を新聞紙其の他の出版物に掲載することを禁ぜられ、又其の第三條に於て

- 一 外交に關し重大なる支障を生ずる虞ある事項
- 二 外國に對し秘匿するを要する事項
- 三 財政、經濟政策の遂行に重大なる支障を生ずる虞ある事項
- 四 其他國策の遂行に重大なる支障を生ずる虞ある事項

に該當する事項を、内閣總理大臣は示達を以て新聞紙其の他の出版物に掲載を制限又は禁止し得る如く定められたのである。

このことは文書防諜の觀點より飛躍的な向上であるが、更に戦時立法たる言論、出版、集會、結社等臨時取締法（昭和十六年十二月法律第九十七號）に於て、新聞紙法に依る刊行物の發刊は届出主義より許可主義へと更改せられたのである。尤も本法は必ずしも防諜見地に於てのみ立法せられたものではないが、亦防諜行政上運用せらるべき劃期的な立法と謂ふべきである。

かくて公刊の出版物に關しては、一應法的に防諜體制の強化を見るに至つたのであるが、只現時局下に於て著作者なり發行者なりの防諜道義心の昂揚に就ては更に之を高調せらるべきものがあらうと信ずる。勿論新聞や出版物の内容に關しては、今日嚴重な檢閲の關門が設けられて居り、従つて檢閲を通過して出版せられたものは、一應防諜上も無害であるとは認めなければならぬが、檢閲は飽く迄法的禁止制限の尺度を以て測つたものであり、所謂許し得べき最小限度に於て檢閲線を通過したものが、絶對無害なりとは斷じ得ないのである。

試みに昭和十六年十二月八日、我が大東亞戰爭勃發の日の朝、帝都某大新聞の紙上に載せられた「半数は病氣や障害——都下妊婦の診察結果」と題する一文を讀者は讀んで頂き度い。

帝都の産婦人科醫たちによつて結成された「母性保護會」では、生めよ、殖せよの人口國策推進の一環として去る七月一日都下四百餘名の産婦人科のお醫者さんを動員して第一回の妊婦奉仕診察を一せいに行ひ種々妊婦の保健指導に當つたが、つぎはこの程同會でまとめたその診察報告で、丈夫な興亞の赤ちやんを生む上に妊婦の早期診察が如何に大切であるかを示してゐる。各醫師が當日診察した妊婦は四千二百餘名に達したが、このうち三割強の千二



百六十餘名は恐ろしい流、死、早産の原因となる各種の妊娠異常であつた。——中略——特にその過半数は白米、外米混合によるビタミンBの不足に基く脚氣や、妊婦として現在の配給米量の不足、野菜、魚肉其の他牛乳、卵などの栄養食品の入手困難が妊婦の栄養障害の主なる原因であることを指摘してゐる、云々。

以上は眞面目な研究報告であり、建設的な意見をもつた記事であつて勿論法規的に禁止、制限の條項には觸れてはゐない。併しながら戦時下、かゝる研究の公表は決して好ましいことではないのである。それは第一敵側に對して宣傳の好餌を與へるものであり、又我國民に與へる志氣、思想的影響の點からしても避くべきものである。從來重慶側や敵共産軍の宣傳には、こゝうした不利な國內情勢を針小棒大に取扱つてゐるのである。勿論報道統制の強化された今日、新聞に關しては最早かゝることは杞憂に屬するかも知れないが、學界、經濟界特に科學方面の研究發表等に際しては慎重を期するものがあらう。従軍記の著述等に於ても亦然りである。

公刊の出版物と共に最も問題とさるべきは官公署、重要會社、工場等に於て作製せられる諸

統計、事業報告等の文書類である。忌憚なく云へば此種文書類は從來官公署、會社、工場等に於て極めて不用意に作製せられ頒布せられてゐたのである。むしろ民間の會社、工場等に於ては自社宣傳の資料として好んで各方面に配布さへしてゐたのである。これは實例であるが、嘗て北支の某商社では支那事變以來、軍の作戰に協力して陸運に従事した事業の業績書を謄寫し、關係方面に百數十部配布したのであるが、内容の一部に在支部隊の所在地や、過去に於ける作戰輸送の經過等を推知せしめる様な事項が含まれてゐたので、該部分の削除方を命じたところ、惶惶として各配布先から削除部分を受領した一社員が、最後に其の蒐集した書類を洋車（人力車）の中に置き忘れてきたと云ふ笑へぬ珍談さへ生んでゐる。余談ではあるが支那では軍事上の祕書書類等が落失された際、殆んど後から出た例がないと云つてよい。紙屑として焚付けにはしても届出る様なことは絶対にしないのが支那民衆の心理であらう。

さて凡そ軍事、財政、金融、産業等は固より交通、運輸、教育、科學、體育、衛生等國家萬般の部門に亘る業績、統計等は大小なり小なり諜報資料として價值あるものであり、外國の視ふところであるから、かゝる書類の作製は必要の最少限度に止め、特に其の頒布に當つては一連



の番號を附して其の配布先を明示するとか、被頒布者より受領證を徴して書類の送達を確實にする等、適切な防諜措置が講じられなければならない。又かゝる書類には閱覽者が不要となつた際、作製者に返還すべきか、或は焼却すべきかの處置に亘つても防諜上の注意として附記せらるべきである。

軍に於ては軍事上の機秘密圖書に關しては、嚴重なる規則の定むるところに依つて其の調製、配布、取扱を規定してゐるが、軍事上の秘密以外の文書、圖畫にあつても其の内容の程度に應じて極秘、祕、部外祕、取扱注意等の差別を設けて秘密事項の漏洩を防ぐと共に、又其の責任の所在を明かにしてゐる。民間の會社、工場等に於ても現時局下に於ては、凡てが總力戰の一翼として、運営されてゐるのであるから、少くも此の程度の關心と注意とを以て文書防諜の完璧を期する必要がある。

文書に關聯して各種名簿類の作製に當つても防諜上萬全の注意が望ましい。嘗て宗教團體等に於て、慰問袋の發送や或は慰靈祭の執行の爲、宗門一派に對し出征者の名簿や戦死者の名簿調査等を指令した事例が尠くないが、調査の方法に依つては軍機保護法に觸れる虞もあり、防

諜上適當な處置とは認め難い。諸學校に於ける同窓會名簿や、會社の社員名簿作製に當つても注意は同然である。

以上述べた外各種地圖、市街地圖、繪葉書等一般發賣のものに關しては相當防諜上の措置が講ぜられつゝあるが、重要生産地帯の平面圖、見取圖、或は工場、事業場の設計圖等私的に作製せらるゝものに付ては、爆撃若は謀略防衛上注意を要すべきものが尠くない現状である。



## 三 寫眞防諜

寫眞技術の進歩と共に、現代戦争の廣汎な領域に於て寫眞の受持つ役割は極めて大きなものとなつた。

數枚の航空寫眞から、辛苦粒々數年間の地上測量に代る精巧な地形圖を作り上げることも可能であれば、一枚の戰場寫眞がよく戰場の實相を傳へて銃後國民を奮起せしめ、或は逆に其の志氣を沮喪せしめることも出来るのである。

作戰に、爆撃に、謀略に、宣傳に寫眞のもつ價値は今や絶大なものがあるが、それだけに半面防諜上から見た意義もまた大きなものがあるのである。

其處で以下少しく寫眞防諜の意義に就て述べて見るに、其の第一は謂ふ迄もなく軍事上の機祕密漏泄を防ぐと云ふことである。軍事上機祕密の兵器、資材にあつては、其の祕密度に從ひ存在そのものが祕密なものから、形状、機能、性能の祕密なものがあり、更に機能、性能上の

一部が祕密となるものもある。これ等兵器、資材のたとへ數量そのものゝ祕密が確保せられたとしても、一枚の寫眞によつて其の形状が外國に漏泄されたとしたら、其の實害たるや測り知れないものがあらう。

資材そのものゝ寫眞でなくとも、之等兵器を製作する工場等の寫眞は直ちに該工場の位置、製造能力等を判定せらるゝ資料となるのである。

其の二は近代戦の恐るべき爆撃の防止である。爆撃目標となるべき大都市、要地或は工場地帯等は謂ふに及ばず、其の爆撃進路となるべき地域に於ける、航空或は高所からの俯瞰寫眞は、その儘敵の爆撃判断の資料となることは謂ふ迄もない。のみならず爆撃目標となる處のある高層建築や特殊構築物、或は橋梁等にあつては其の地上寫眞さへも油斷がならない。嘗て我陸鷲が支那奥地の輸血路たる〇〇線の鐵道橋を奇襲爆撃した際、その資料たる鐵橋の寫眞は之を外國文献の中から獲てゐたのである。

其の三は謀略の防止を圖ることである。謀略にも種々の手段や方法があるが、就中破壊的謀略の防止が其の主眼である。銃後に對する敵の巨弾は空からばかり見舞はれるものではない。



時には放火、爆破、或は自然漏電、失火等の形に偽装された謀略の手段が國內重要施設、資源は固より、生産工場、事業場に對し加工せらるゝことも當然に豫想せられる。寫眞はこの恐るべき謀略手段に對する手引である。殊に重要施設、工場等の全景圖や其の重要部位の寫眞等に於て然りである。

其の四は寫眞による宣傳或は逆宣傳の防止を圖ることである。嘗て今次大戰の初頭、一邦人がベルリン市民の行列買ひの有様をカメラに収めんとしたところ、いきなり一人の獨逸少年が駈け寄つて、其のカメラを叩き落さん許りに阻止したとの話があるが、これは國民防諜の徹底した例であつて、國內事象の不利な場面が宣傳寫眞として外國に利用せられる虞が尠くない。そればかりか國內的には有益なニュース寫眞が、時には想像もされない逆宣傳の材料として利用せられることがあるのである。嘗て宮城前外苑に於ける少年達の勤勞奉仕作業が、某敵國に於ては「日本には勞働力不足し、かゝる少年迄強制勞働させられてゐる」との逆宣傳材料となり、或は關取連の裸體の簡閱點呼寫眞が「日本では衣類が無くなり裸で訓練をしてゐる」との惡辣な逆宣傳にまで利用せられたのである。

こうした逆宣傳のことまで一々氣に病むことは出来ぬであらうが、少くとも有害無益と思はれる寫眞の如きは、戦時下國民防諜の嗜みとして、其の撮影を慎しみ又其の外國への漏泄を防止すべきであらう。然るに事實は國民の一部にはまだく防諜に無關心な者が多く、法令を以て禁止せられてゐる要地や高所からの撮影を平氣で行ひ、官憲の手を煩はす者さへ尠くない實情である。

以下法令にて禁止制限せられてゐる事項に就て解説するが、防諜上我々の自制すべき寫眞撮影の範圍は、上述の理由により更に一層廣いものであることを認識し、相携へて寫眞防諜の完璧を期し度いものである。

扱、我國現行法令中寫眞撮影の禁止制限に關し規定してゐるものに軍機保護法、要塞地帶法、陸軍輸送港域軍事取締法、軍港要港規則、旅順港規則、軍用資源祕密保護法等がある。

其處で以上の法令中の禁止制限を性質的に分類して見るに、要地及び軍の施設物件を中心とする地上寫眞の撮影に關する禁止制限、同じく要地及び軍の施設物件を含む地域に對する航空、高所からの寫眞撮影に關する禁止制限、並びに軍用資源祕密に屬する設備を祕匿する爲の撮影



等に關する禁止制限との三種に區別が出来るのである。

A 要地及び軍の施設物件を中心とする地上寫眞の撮影に關する禁止、制限

要地とは例へば軍港、要港、要塞地帯、陸軍輸送港域等の如く軍事上秘密を要する特定の地域、若は秘密の施設、物件を包含する特殊の地域であつて、國防上至嚴なる警戒を必要とする地域を謂ふのである。又軍事上重要な施設、物件は右の要地の中に含まるゝ場合もあれば要地外に存在する場合もある。其處で軍機保護法は其の第八條に於て、前記要地及び重要な軍の施設、物件に對し直接撮影、模寫等の行爲を禁止すると共に、其の第九條に於て此等施設、物件を包含する周圍の一定地域内に於ける撮影、模寫等の行爲をも禁止してゐるのである。即ち

軍機保護法第八條

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ

得

- 一 軍港、要港又ハ防禦港
  - 二 保壘、砲臺、防備衛所、其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物
  - 三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設
- 前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

同法第九條

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同ジ



と規定し、第八條第一項の第一號乃至第三號に掲ぐる場所、營造物、物件又は施設に對する禁止、制限に付ては、それ〴〵陸（海）軍の軍機保護法施行規則に於て次の如く定めてゐる。  
即ち

軍機保護法施行規則（陸軍）第二條

軍機保護法第八條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號ニ掲グルモノニ付テハ當該要塞司令官（陸軍築城部本部長ノ管轄スル防禦營造物ニ付テハ陸軍築城部本部長）ノ、第二號ニ掲グルモノニ付テハ當該船舶又ハ軍事施設ヲ管轄スル部隊長ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニ在ラズ

- 一 保壘、砲臺其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル陸軍防禦營造物
- 二 陸軍軍用船舶又ハ現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル陸軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

同規則（海軍）第二條

軍機保護法第八條第一項ノ規定ニ依リ左ニ掲グルモノニ付テハ測量（船舶ノ運航ニ必要ナル測深、測距、方位測定等ヲ除ク以下同ジ）、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫又ハ複製ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第一號及第二號ニ掲グルモノニ付テハ當該鎮守府司令長官又ハ警備府司令長官ノ第三號及第四號ニ掲グルモノニ付テハ海軍大臣、當該鎮守府司令長官、艦隊司令長官獨立艦隊司令長官又ハ警備府司令長官ノ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニ在ラズ

- 一 軍港、要港又ハ防禦港
- 二 砲臺、防備衛所其ノ他國防ノ爲建設シタル海軍防禦營造物
- 三 海軍ノ艦船、航空機又ハ兵器ニシテ左ニ記載シタルモノ

(一) 艦 船

(イ) 現用ノ艦艇

(ロ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル未成艦艇

(二) 航 空 機

(イ) 現用ノ航空機



(ロ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計畫、試製又ハ實驗中ノ航空機

(三) 兵 器

(イ) 機密ニ屬スル兵器

(ロ) 海軍ノ管理監督ニ屬スル計畫、試製又ハ實驗中ノ機密兵器

四 現場ニ標識ヲ設ケテ標示シタル海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需品工場、軍需品貯藏所、其ノ他ノ軍事施設

其處で前述の如き陸海軍の防禦營造物、又は施設の周圍に付軍機保護法第九條の規定に依つて其の區域を定められたるときは、現場に標識を設けて之を標示せられ、其の區域に付ては許可なくして、撮影、模寫等の行爲を禁ぜられてゐる（陸海軍施行規則第三條）。許可の願、申請の手續等に關しては、陸海軍施行規則の第四條以下に詳細が規定せられてゐる。

以上撮影とは寫眞を寫すことであつて、露光から現像迄の行爲を含み、模寫とは水陸の實景又は實物の形狀をスケッチすることであり、模造とは模型に作る行爲、録取とは文字又は符號

によつて水陸の實景又は實物の形狀を記録することである。複寫とは寫眞、印畫、書畫等を被寫體として撮影し同一内容のものを作製することであり、複製とは寫眞、模寫圖、模型、録取等を感じせしむるに足る様な一切の有形的手段方法を謂ふのである。

次に要塞地帯法（明治三三、七、法律第一〇五號、昭和一五改正）は其の第七條に於て、要塞地帯内の水陸の形狀又は施設物の狀況に付ての撮影、模寫等は要塞司令官、鎮守府司令長官又は警備府司令長官の許可を受くることを要する旨規定し、其の違反に對しては同法第二十條、第二十一條に依り處罰し、又陸軍輸送港域軍事取締法（昭和八、三、法律第三九號、昭和一五改正）第五條は陸軍輸送港域たる廣島港、伊萬里港の港域第一區内の水陸の形狀又は軍事施設の狀況に付同様撮影、模寫等の行爲に關し陸軍運輸部長の許可を必要とする旨定め、其の違反に對しては同法第十七條、第十八條に依つて處罰してゐる。然しこれ等の違反行爲に關し、軍機保護法に特別の規定あるものは、軍機保護法のみによつて處分せられるのである。

尙軍港要港規則第十九條、旅順港規則第十九條、關東州防禦營造物地帯令第四條は各々當該規定の地域内に於ける撮影等の行爲に關し禁止制限を定めてゐるが、これ等の規則は軍港要港



等の水陸の一部の撮影を目的とし、軍機保護法は軍港要港の全貌を窺知し得る撮影等を目的とするものと解せられてゐる。

B 要地及び軍の施設物件を含む地域に對する空中、高所からの寫眞撮影に關する禁止、制限  
戦時下敵の空襲に對し空の護りを完ふすることは、銃後官民に課せられた重大任務である。而して空襲に方り其の経路、爆撃目標の選定等に空中寫眞、高所からの俯瞰寫眞等が役立つことは謂ふ迄もない。従つてかゝる資料となるべき處のある寫眞撮影等を慎むことは、消極的ながら防空の任務を果す一端ともなるのである。

其處で軍機保護法は其の第十二條に於て、前記の空中及び高所からの寫眞撮影に關し規定してゐる。即ち

#### 軍機保護法第十二條（抜萃）

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土防衛ノ爲軍事上ノ祕密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限マルコトヲ得

#### 一（省略）

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水陸ノ形状若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高所ヨリノ撮影若ハ模寫又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

右に基き陸海軍の施行規則は各々其の第五條に於て、左に掲ぐる區域に就て水陸の形状又は施設物の狀況の空中、高所からの撮影等を禁止してゐる。但し此場合空中、高所とは被寫體の存在する地表面又は水面からの高さ二十米以上のものを謂ふのであつて、其れ以下の高度からの撮影等は含まないのである。



陸軍の施行規則第五條第四號に定むる前述の區域は左の通りである。

- イ 東經百四十四度十秒、四以東ノ北海道（島嶼ヲ含ム）及千島列島
- ロ 北緯四十五度以北ノ北海道（島嶼ヲ含ム）及樺太（島嶼ヲ含ム）
- ハ 室蘭市

ニ 津輕要塞地帯近傍

津輕要塞地帯  
 北海道 函館市  
 龜田郡  
 茅部郡 尾札部村  
 上磯郡  
 松前郡  
 青森縣 下北部

ホ 東京市、横濱市、川崎市、川口市及市川市

ヘ 東京灣要塞地帯近傍

東京灣要塞地帯  
 靜岡縣 賀茂郡 稻取町、下河津村及城東村  
 田方郡 伊東町、中大見村、上大見村、宇佐美村、對馬村、小室村  
 及下大見村  
 東京府 大島、八丈島及小島

ト 伊豆七島及小笠原群島

チ 福井縣、石川縣、富山縣及新潟縣

リ 名古屋市及宇治山田市

ヌ 舞鶴要塞地帯

ル 京都市

ヲ 京都府宇治郡及久世郡

ワ 大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、布施市及吹田市

カ 大阪府中河内郡、北河内郡及三島郡

ヨ 神戸市、西宮市、尼崎市、伊丹市及芦屋市

タ 兵庫縣武庫郡

レ 由良要塞地帯

島根縣 知夫郡  
 海士郡

ツ 陸軍輸送港域（廣島港域及伊萬里港域）

ネ 廣島縣豊田郡忠海町、幸崎町、大乗村及東野村並ニ愛媛縣越智郡鏡村及盛口村



ナ 豊豫要塞地帯近傍

豊豫要塞地帯  
愛媛縣 八幡濱市 但シ磯津村ヲ除ク  
西宇和郡 石城村、依津村、狩江村、高山村及玉津村  
東宇和郡 奥南村、下灘村、北灘村、下波村、遊子村及三浦村  
北多郡 月灘村及奥内村  
幡多郡 灘村及奥内村  
南海部郡 灘村及奥内村  
高知縣 南海部郡

ラ 下關要塞地帯近傍

下關要塞地帯  
山口縣 阿武郡見島村  
長崎縣 北松浦郡福島村 但シ陸軍輸送港域伊萬里港域ヲ除ク  
福岡縣 糟屋郡 宗像郡 上西郷村  
福岡市 鞍手郡 山口村、中村、若宮村及吉川村  
筑紫郡 但シ二日市町、太宰府町、山家村、御笠村、山口村及筑紫村ヲ除ク  
糸島郡 但シ壹岐要塞地帯ヲ除ク  
早良郡 唐津市  
山城市 北山村  
東松浦郡 但シ壹岐要塞地帯及陸軍輸送港域伊萬里港域ヲ除ク  
西松浦郡 黒川村、波多津村、南波多村、大川村及松浦村  
但シ黒川村及波多津村中陸軍輸送港域伊萬里港域ヲ除ク

ム 福岡近傍

佐賀縣 西松浦郡 但シ黒川村及波多津村中陸軍輸送港域伊萬里港域ヲ除ク

ウ 對馬要塞地帯

キ 壹岐要塞地帯

長崎要塞地帯  
長崎縣 北松浦郡小値賀町 但シ大濱村中男女群島ヲ除ク  
南松浦郡 但シ大濱村中男女群島ヲ除ク

オ 北緯三十一度以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島

ク 朝鮮 (島嶼ヲ含ム)

ヤ 臺灣 (島嶼ヲ含ム)

次に海軍施行規則第五條第四號に定むる區域は左の通りである。

イ 軍港、要港、防禦港

ロ 吳要塞地帯

ハ 大湊要塞地帯

ニ 愛知縣寶飯郡豊川町、牛久保町、一ノ宮村及八幡村

ホ 山口縣熊毛郡光町

ヘ 平塚市及神奈川縣中郡大野村



- ト 宮城縣柴田郡船岡村及同縣伊具郡北郷村
  - チ 四日市市及三重縣三重郡楠村、日永村、内部村並ニ四郷村  
横濱市戸塚區
  - ヌ 和歌山縣海草郡下津村及椒村
  - ル 伊豆七島、小笠原諸島及硫黄列島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面
  - ヲ 種子島北端黒島北端ヲ結ブ一線以南ノ鹿兒島縣及沖繩縣ノ諸島並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面
  - ワ 臺灣及其ノ地先三海里以内ノ海面
  - カ 朝鮮咸鏡北道、咸鏡南道、慶尙南道及全羅南道並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面
  - ヨ 釧路市、北海道花咲郡、根室郡、野付郡、目梨郡、標津郡、川上郡、釧路郡、阿寒郡、厚岸郡、網走郡、斜里郡、千島列島及樺太並ニ其ノ地先三海里以内ノ海面
- 以上の區域の圖面は當該區域を管轄する市、町、村役場（朝鮮の府廳、邑面事務所、臺灣の市、街、庄役場）警察署（臺灣の郡役所、支廳を含む）又は憲兵分隊に備付けられる。

以上の区域内に於ける水陸の形狀又は施設物の狀況を空中、高所から撮影、模寫等爲さんとする者は、陸軍施行規則に定むる地域である場合は各々行爲地の要塞司令官、陸軍運輸部長（伊萬里港域の場合は陸軍運輸部長の指名する陸軍運輸部の職員）又は行爲地を管轄する軍司令官の許可を必要とし、又海軍施行規則に定むる地域である場合は、當該鎮守府司令長官又は警備府司令長官の許可を必要とする。而して此等の區域中陸、海軍の施行規則に各々重複せる部分があるが、其の部分に就ては夫々陸、海軍當局に許可の手續を受けなければならぬ。

又關東州に付ては陸軍の「關東州ニ於ケル軍機保護ニ關スル件」に依つて、關東州及び其の地先三海里以内の區域に於ける被寫體より二十米以上の空中、高所からの撮影、模寫、又は其の複寫、複製等に関しては、要塞司令官又は關東軍司令官の許可を必要とする如く規定せられてゐる。

C 軍用資源祕密に屬する設備を祕匿する爲の撮影等に關する禁止、制限

軍用資源祕密保護法は其の第六條に於て、軍用資源祕密に屬する設備を祕匿する爲の撮影等の



禁止、制限に關し次の如く規定してゐる。

軍用資源祕密保護法第六條

陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬スルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)  
ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源祕密ニ屬スル設備ヲ祕匿スル爲必要アルトキハ命令  
ヲ以テ之ニ立入又ハ測量、撮影、模寫、模造若ハ録取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ  
制限スルコトヲ得

茲に第二條第十五號に該當する軍用資源祕密とは、軍用資源祕密保護法第二條の第二號乃至  
第五號、第九號乃至第十二號に規定する特に祕匿の措置を必要とする設備、及び第十三號の試  
験研究に關する設備を謂ひ、これ等の設備に付ては同法第五條の規定に基き、夫々陸、海軍大  
臣の命令に依るか若は當該官廳に於て祕匿に必要な措置が講ぜられ、所定の標識を附すること  
に定められて居る。

従つて前記の軍用資源祕密を撮影、模寫する等の必要あるときは陸海軍施行規則第十四條以  
下(官廳に屬する軍用資源祕密なるときは、夫々國有鐵道軍資祕保護規則、遞信大臣ノ指定ニ

係ル軍資祕ノ保護ニ關スル件、文部大臣ノ指定ニ係ル軍資祕ノ保護ニ關スル件、文部大臣ノ指  
定ニ係ル軍資祕ノ保護ニ關スル件)の規定に依る許可願の手續を必要とするので  
ある。



## 四 通信防諜

通信とは郵便、電信、電話を引括めた總稱であるが、通信は交通と共に國家運営上血管又は神経系統の働きを爲すものであり、戦時敵國の諜報或は謀略上最も覬ふところであるは謂ふまでもない。而して國民防諜の觀點から注意を拂ふべきは主として郵便及び有線電信の問題である。

元來信書の秘密は我憲法上の保障事項であり、法律に依らずして官憲と雖も濫りに之を開披することを得ない。

註 本邦に於ては從來郵便法(明治二三、法律第五四號)及び郵便規則(昭和一三、四、逓信省令第二五號)正(昭和一二、改)正(昭和一二、改)及び郵便規則(昭和一四、改)正(昭和一二、改)正

に依つて「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スベキ文書、圖畫、其他ノ物件」を郵便禁制品となし、郵便官署は郵便引受又は其の取扱に際し郵便禁制品の封入又は成規に違反ありと認めたる場合、其の差出人又は受取人に其の開示を求めるとを得(法第十六條)、又宛所に配達し又は受取人に交付するこ

と能はざる場合、主務大臣の指定したる郵便官署に於て之を開披することを得(法第十四條)と規定した以外は、只戒嚴の宣告ありたる際戒嚴令第十四條に依つて、戒嚴司令官の特別警察權限として郵便電信の開封を認められて居るのみである。

併しながら國際秘密戰の激化された今日、徒らに個人の權利を尊重して國家の利益を失ふが如きことは絶対に許されぬのである。かくて昭和十六年十月勅令第八九一號を以て臨時郵便取締令公布せられ、(一)郵便物の受發送に關する禁止、制限を強化する外、(二)郵便物檢閲に關する規定をも法制化せられ、茲に郵便防諜の飛躍的向上を見るに至つたのである。

今、本令中主要な個條を拔萃して見ると、

## ◎臨時郵便取締令

第一條 遞信大臣ハ戦時(戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム、以下同ジ)ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムルトコロニ依リ郵便物ノ差出シヲ禁止シマタハ制限スルコトヲ得

第二條 遞信大臣ハ戦時ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スルタメ必要アリト認ムルトキハ當該官



吏ヲシテ左ニ掲グル郵便物以外ノ郵便物ヲ檢閲セシムルコトヲ得

(一) 帝國ノ官衙(陸海軍ノ部隊及ビ學校ヲ含ム、以下同ジ)ヨリ發スル郵便物ニシテ所定ノ表示ヲナシタルモノ及ビ帝國ノ官衙ニアテ發スル郵便物

(二) 内國通常郵便物ノ中封緘シタル書狀及ビ封緘葉書(本令施行地外ニアル者ニ傳達シマタハ本令施行地外ニ在ル者ヨリ傳達セラレタル通信又ハ物ヲ内容トスル疑ヒアリト認めラル、モノヲ除ク)

第三條 遞信大臣ハ命令ノ定ムルトコロニ依リ郵便物ノ差出人マタハ受取人ヲシテ本令ニヨル郵便取締上必要ナル證明、記載其ノ他ノ行爲ヲ爲サシムルコトヲ得

第四條 遞信大臣ハ檢閲ニ附シタル郵便物ニシテ國防上ノ利益ヲ害シ若クハ害スル虞アリト認めラル、モノマタハ記載事項ノ内容明カナラザルモノ、送達ヲ停止スルコトヲ得

以下省略

となつて居り、第一條の命令に關しては昭和十六年十二月遞信省令第一〇七號を以て次の如く規定せられた。

◎第一條ノ命令ニ關スル件

第一條 左ノ各號ニ掲グル物ハ郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得ズ

一 別ニ告示スル國ニ宛ツルモノ

二 前號ノ國ノ官衙、軍隊、艦船又ハ人(法人ヲ含ム以下同ジ)ニシテ前號ノ國以外ノ外國ニ在ルモノニ宛ツルモノ

三 第一號ノ國ノ官衙又ハ人ニシテ本邦ニ在ルモノヨリ第一號ノ國以外ノ外國ニ宛ツルモノ

四 外國ニ宛ツルモノニシテ間接ノ方法ニ依リ前各號ノ目的ヲ達セントスルモノ

第二條 左ノ各號ニ掲グル通信方法又ハ物ヲ使用シタル郵便物ハ之ヲ外國ニ宛テ差出スコトヲ得ズ

(一) 暗號、隱語

(二) 祕密インキ

(三) 前各號以外ノ祕密ノ通信方法



(四) 盲人用點字

(五) 私製葉書

(六) 二重封筒

前項ノ規定ハ遞信大臣ノ指定シタル郵便物又ハ指定シタル者ニ發着スル郵便物ニハ其ノ全部又ハ一部ヲ適用セズ

第一條第一號の「別ニ告示スル國」とは現在米國及び英國となつてゐるが、この外にも敵國及び準敵國として前記同様の取扱を受けてゐる國がある。

暗號とは例へば數字暗號、換字暗號等の如く、文章本來の字句を他の文字又は符號に代へて、第三者に文意の判讀を不能ならしめたものであり、隱語とは普通の文章の中の一節又は單語等に他の異つた意味を持たせ、第三者に眞の文意の判讀を困難ならしめたものであり、單語等の寓意を豫め通信者相互に約束して置く方法と、約束せず全く以心傳心式に行ふ方法とがある。祕密インキとは通信の内容を肉眼で讀むことは不可能であるが、炙り出し、水出し、其の他科學的な方法で現出せしめ得る様な藥劑等を謂ふのである。私製葉書とは官製葉書以外の葉書であつて繪葉書等も私製葉書である。

次に第三條の命令に關しては昭和十六年十二月遞信省令第一〇八號を以て次の如く規定せられた。

◎第三條ノ命令ニ關スル件

第一條 郵便物ノ差出人ハソノ居所及び氏名竝ニ自己又ハ受取人が日本人ニ非ザルトキハ其ノ國籍ヲ郵便物ノ外部ニ詳細且明瞭ニ記載スベシ

第二條 外國郵便物ハ郵便切手ヲ貼付スルコトナク該郵便物ニ添へ郵便局ニコレヲ差出スベシ

第二條ノ二 郵便物ノ差出人ハ日本語(朝鮮語ヲ含ム)滿、中、獨、伊、西、露、佛、英語ヲ以テ通信文ヲ記載スベシ

第二條ノ三 露、滿、中以外ノ用語ヲ以テスル通信文ノ記載ハ差出郵便局ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外手書又ハ複寫ニ依ルコトヲ得ズ

第三條 郵便官署ニ於テ郵便取締上必要アリト認ムルトキハ郵便物ノ差出人又ハ受取人ヲシ



テ左ニ掲グル行爲ヲ爲サシムルコトアルベシ

(一) 譯文ノ提出ソノ他ノ方法ニ依ル記載事項ノ内容ノ説明

(二) 差出人又ハ受取人ノ眞僞ニ關スル證明

第四條 前各條ノ規定ハ遞信大臣ノ指定シタル者ニ發着スル郵便物ニハ其ノ全部又ハ一部ヲ適用セズ

以上の如く外國向郵便に關しては其の發受に關し嚴重な禁止、制限が定められた外、通信内容に關しても國家機關が正當に檢閲し得らるゝこととなり、郵便に對する防諜取締は劃期的に強化せらるゝこととなつたのである。蓋し之に依つて、(一)有ゆる部門に於ける國家の祕密洩れを防止し、(二)流言蜚語の因となる等國家にとつて不利益な通信の發受を防遏せんとするの趣旨に外ならぬものと解せられる。

殊に外國向郵便に在つては、遞送経路に於て通信内容が外國に竊取せられる危険性が多く、此の意味からも通信防諜は極めて重要な意義を持つのである。嘗て支那某地に居住する邦人から内地宛の書信が、其の遞送途中に於て共產軍の手に渡り、共產宣傳の印刷物が封入されて其の儘配達せられた實例がある。今日の諜報技術では、相當に嚴重に封緘された封書を開緘することが如きこともさして難事ではなく、又特殊の光線の照射に依つて封緘の内容を讀破することさへ易々たることとなつてゐる。個人の書信も固より必要であるが、就中重要會社、工場等の發受する事務上の書類に在つては防諜上大いに嚴戒さるべきであらう。

由來日本人は解放的であつて祕密を守ることが不得手とされてゐるが、このことは我々の日常發受する書信の上にはつきり現はれてゐる。祕密であるが——とわざ／＼前提しながら祕密事項を漏泄する者も尠くない。個人の信書の中に軍事上の祕密事項を封入又は記載して軍機保護法の違反に問はるゝ者も年々十數名を下らない狀況である。戦時下防諜の八釜しく叫ばれ、國民の防諜に關する理解認識は昂められつゝある筈であるが、少くとも個人の郵便に關する限り、その實績の向上は成果の上に現はれて居らぬ現狀である。殊に近時内地から外地在留邦人等に宛てゝの書信に於て、我國內の不利な場面を誇大に通信する者が尠くない。概して自己の功績とか苦難の有様は、之を吹聴して他人の賞讃を求め或は同情を買はんとするのが人情の自



然であるが、戦時下殊に外國に向けての通信に於ては絶対に慎むべきことであると謂はねばならぬ。

次に、郵便と共に電信も亦戦時下の國民防諜上、大なる關心の拂はるべき事項であらう。嘗て南方挺進の建設戦士〇〇名を乗せた輸送船〇〇丸が、敵國潜水艦に撃破せられたことは、當時既に公表せられた通りであるが、該輸送船の〇〇港出航前後に於ける、書信や電報を通じての防諜實踐は決して満足し得る程度にあつたとは謂ひ得ない。即ち個人又は會社等の名を以てする宿舍の依頼、出航日或は行先を明示する通知等、生のまゝの不用意な電報が可成り多く發せられてゐたのである。

船舶輸送は鐵道輸送と共に戦時敵國の最も規ふ所であり、軍に於ても高度の防諜措置を講じてゐる所以である。將來作戰地域の擴大に伴ひ、國家の用務を帯びて東亞の諸地域に出張、派遣等せらるゝ人々の爲に防諜上の心構へとして附加して置く次第である。

## 五 時局と外地在住邦人の防諜

滿洲國に於ける邦人の發展については言はずもがな、支那事變以來軍の占領地域たる支那各地に、また大東亞戰爭以來南方諸地域に進出して、文化に産業に雄々しく活躍せらるゝ邦人は蓋し夥しい數に上つてゐるのであるが、時局下これ等邦人の防諜は大東亞戰爭遂行の一環として、閑却し得ない重要さをもつてゐるものと謂はねばならない。

先づ第一に我々の考へなければならぬことは、戦時我國を目標とする敵國の諜報、宣傳、謀略は何處を據點として、穩密な活動を行つてゐるかと云ふ問題である。敵國に關する限り、我國内に於ける諜報網は戰爭開始と同時に覆滅せられ、蠢動を續ける餘地は無いのであるが、さりとて敵國としては諜報、謀略の企圖を放棄してゐるのではなく、むしろ戰爭の段階と共に凡ゆる虚隙を覘ひ、手段を盡してこれを努めてゐることは凡そ想像に難くない。此の意味に於て所謂敵地とは河一條の隔てさへ無いところのある支那を始め、現に我軍の占領し又は行動しつ



ある諸地域や第三國の所在が、敵側にとつて諜報活動の上に如何に有利な地盤であるかと云ふことを、我々は深く認識する必要があるはしまいか。

此等の諸地域は全く敵側に對し開放せられてゐると申しても過言ではなく、此の廣い地域に活動する軍の將兵を始め、多數の邦人の言動や通信は、直ちに鋭敏な敵側の諜報觸角の前に曝されてゐるのであつて、現に昨年五月滿、支より派遣せられた留日學生の數十名を一味とする重慶系諜報、謀略團が日、滿、支の全域に亘つて一齊に檢舉された事實や、また最近南方〇〇を中心とする地域に、其の有力な諜報無電組織が活動中であつたのを、我が憲兵に依つて覆滅せしめられた事實等に徴して見ても明らかである。我々は單に重慶位と侮ることは出来ぬ。重慶は直ちに米に通じ、又英に通ずるのである。まして軍占領の地域には、今尙軍の寛大な處置に依つて、多數の敵國人や敵性國人が戦前その儘の状態に於て生活を許されてゐるところさへ尠くないのである。

かく考へたならば外地在住の邦人こそ、眞に國家防諜の第一線に立つものと謂はなければならぬ。其の一舉手一投足が、東亞民族指導の先進者として注目を浴びてゐると同じく、また防

諜の上からも寸分の隙を許さぬ激しい脚光の上に立つてゐるのである。然るに忌憚なく云へば、事實は必ずしも此の期待に副はぬものが無いとは謂へないのである。

例へば従來國內の重要問題や、作戰に伴ふ軍の動き等が、不用意或は無關心のうちに邦人の口から漏洩した事實が決して尠くはない。國內主要の人事異動等の問題が、例へば中國人から逆に情報として我々の耳に入ると云つた事例さへも尠くないのである。又在外邦人から内地宛の通信等に於ても、軍の行動や作戰討伐等に關する具體的な記述を屢々見受けるのであるが、信書だから大丈夫と云つた内地式の考へは大きな間違ひであつて、現に支那の某地に居る日本人から内地宛の郵便が、途中で共產軍の手に渡り多數の宣傳文が封入されて、内地へ送られて來たことさへある。軍の祕密を洩らすと云ふことは、作戰地に於ては直ちに我が一兵を損ふこととなり、一彈を空しく費す所以ともなるのである。

「祕密を守る」と云つた極めて常織的な防諜第一課の徹底的な實踐が、外地に居住せられる邦人にとつては特に望ましいことと謂はねばならぬ。

次に宣傳謀略の防衛に關する心構への問題である。



外地在留の同胞は宣傳、謀略の立場からは、國內に對する實に有力な宣傳媒體である。善い意味悪い意味での好個の宣傳媒體である。假りに敵國が我國内に對しデマ宣傳を企圖する場合、此等同胞を取巻く第三國人を通じたならば、如何に自然的に且つ合法的に行はれ得るかを考へて見る必要がありはしまいか。而も宣傳は獨り文書や、口傳に依る許りではない、日々夜々敵側から到來する電波も亦、宣傳上大きな役割をつとめてゐるのである。従つて高性能の全波受信機や短波受信機の使用が、如何に有害なことであるかは今更謂ふ迄もない。國內に於ては勿論法規に依つて嚴に取締られてゐるが、外地のうちには案外法規の不備と、當局の監察が届かぬところが無いでもない。邦人の自制自戒を俟つものがある様である。

次に最も恐るべきは、我國内に於ける一部の不利な情勢等が、内外地間を往來する人々や、其の通信等によつて齎され、敵側に對する宣傳謀略上の好餌となる虞のあることである。凡そ宣傳戦の一つの要訣は相手の弱點を衝くことであるが、從來重慶側の我國に對する宣傳振りを見ても、全然虚構の事實であるか、さも無くば多少の瑕疵を捕へて、針小棒大に宣傳すると云つたやり方である。これが爲には聊かたりとも我國内の不利の資料を、敵側に與へぬところの

強い防諜が行はなければならぬ。従つてかゝる言動や通信は、齎らす方も充分の戒心を加へなければならぬが、受ける側も亦より一層慎重な心構へが必要であらう。

多くの過去に於ける事例が示すところに依れば、國內に於ける不利な事象は外地に對しては案外敏感に響き、且つ其の内容も過度に誇大に傳へられる場合が尠くない。支那事變の頃現に筆者の如きも支那に在つて、我が○○地方が爆撃せられたと云つたデマを聞かされたことがある。昨年四月敵機に依る我本土空襲の際の如きも、外地には其の被害が過大に傳へられてゐる傾向がある。近時支那各地から來朝する中國人も尠くないが、孰れも敵機の空襲に對しては相當の覺悟でやつて來るが、來て見て全く平和な内地の姿に驚いてゐるとの話聞いてゐる、これは重慶側の悪質宣傳が、如何に有力に働いてゐるかと云ふ證左と見るべきである。

大體我々日本人は、餘りに鴻大無邊な皇恩に浴して平穩無事な生活に狎れ、爲に國內の一寸した波瀾が大きな話題となつて針小棒大にニュースとして傳へられると云ふ事實があることを否定する譯には行かぬ。例へば國內の經濟問題にしても亦然りである。外地に在る多くの者は、一部の心なき内地人からの書信等に依つて、非常に窮迫した銃後の生活を想像してゐる。勿論



贅澤が出来ぬとか、日常物資に多少の不足がある事實はあるとしても、それは戦前の必要以上に奢つた生活態度に比較しての問題である。粗食剛健にして亡んだ國民あるを知らぬが、國豊かにして生活奢り、爲めに國の滅亡を呼んだ先例は歴史に枚擧の暇が無い。

今や我々は長期決戦の大戦争を戦つてゐるのである。

畏くも宣戦の大詔に拜した如く、我國としては眞に國家存亡の戦であり、世界平和に寄與する爲の聖戦を遂行してゐる最中である。これが爲には一億國民、眞に一個の砲丸となつて、敵にぶつかつて行かなければならぬのであるが、敵としては此の固い國民結束を切崩すべく、有ゆる陰險陋劣な手段を盡して攻撃を加へて來てゐるのである。従つて國內民心の上にも更に一段と緊張を促すべき餘地があらうが、殊に支那各地だけでも五十萬を下らぬ在留邦人こそは、第一線の防諜を戦ふ眞の戦士として、其の成果如何は直ちに我が戦力發揮の上に大きな影響があるものと謂はなければならぬ。

嘗て北支軍最高指揮官として多田將軍は、「支那事變は民衆獲得の一大思想戦であり、一人の日本人が一人の中國人の心を把えることが、事變を勝利に導く要諦である」と云ふ意味のこ

とを申されてゐるが、外地全域に居住せらるゝ邦人としては、皆等しく此の心構へが必要なのでは無からうか。

單に軍の祕密を洩さぬとか、敵側の宣傳、謀略に乗ぜられぬと云つた消極的の意味の防諜から更に一步を進め、積極的に敵側のデマを粉碎し、更に我が思想戦を宣布すると云ふ重き責任が、第一線の戦士である在外同胞の双肩にかゝつてゐることを私は確信するものである。

——(終)——



附  
錄

防諜關係主要法令一覽

關係法令

國防保安法

軍機保護法

軍用資源秘密保護法



## 一 防諜關係主要法令一覽

### (一) 國防保安法關係

- ▽ 國防保安法 (昭和一六、三 法第四九號)
- ▽ 國防保安法施行令 (昭和一六、五 勅令第五四二號)
- 刑 法 (明治四〇、四、法第四五號、昭和一六、法第六一號改正)
- 爆發物取締罰則 (明治一七、一二、太政官布告、大正七、法第三四號改正)
- 不穩文書臨時取締法 (昭和一一、六、法第四五號)
- 通貨及證券模造取締法 (明治二八、四、法第二八號)
- 同法取締規則 (明治三六、一二、勅令第一四號)
- 治安警察法 (明治三三、三、法第三六號、大正一五、法第五八號改正)
- 言論出版集會結社等臨時取締法 (昭和一一、一六、一二、法第九七號)



- 同法施行規則 (昭和一六、一二、內省令第四〇號)
- 外國爲替管理法 (昭和一六、四、法第八三號)
- 明治三十八年法律第六十六號 (外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律)

○ 關 稅 法 (明治三二、三、法第三一號)

- 昭和十二年法律第九十二號 (輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)
- 國家總動員法 (昭和一三、四、法第五五號)

○ 出 版 法 (明治二六、四、法第一五號、昭和九、法第四七號改正)

○ 新 聞 紙 法 (明治四二、五、法第四一號)

(二) 陸海軍刑法關係

- ▽ 陸 軍 刑 法 (明治四一、四、法第四六號、昭和一七、二、法第三五號改正)
- 同法施行法 (明治四一、四、法第四七號、大正一〇、法第六八號改正)
- ▽ 海 軍 刑 法 (明治四一、四、法第四八號、昭和一七、法第三六號改正)

○ 同法施行法 (明治四一、四、法第四九號、大正一〇、法第六八號改正)

(三) 軍機保護法關係

- ▽ 軍機保護法 (昭和一二、八、法第七二號、昭和一六、法第五八號改正)
- ▽ 同法施行規則 (昭和一二、一〇、陸省令第四三號、昭和一六、陸省令第六、第二〇第五八號改正)
- ▽ 同法施行規則 (昭和一二、一〇、海省令第二八號、昭和一六、海省令第四三號改正)
- ▽ 關東州ニ於ケル軍機保護ニ關スル件 (昭和一二、一〇、陸省令第四四號、海省令第二九號)
- ▽ 南洋群島ニ於ケル軍機保護ニ關スル件 (昭和一六、八、陸省令第三七號、海省令第三二號)

(四) 軍用資源祕密保護法關係

- ▽ 軍用資源祕密保護法 (昭和一四、三、法第二五號)
- ▽ 同法施行令 (昭和一四、六、勅令第四一三號)
- ▽ 同法施行規則 (昭和一四、六、陸、海省令第三號)

(五) 要塞地帶法及軍港要港規則關係

- ▽ 要塞地帶法 (明治三二、七、法第一〇五號、昭和一五、法第九〇號改正)



- 同法施行規則 (昭和一五、一一、陸省令第四六號)
- 同法施行規則 (昭和一五、一一、海省令第三〇號)
- 陸軍防禦營造物出入規則 (大正二、七、陸達第三八號)
- 關東州防禦營造物地帶令 (明治四一、三、勅令第三六號、昭和八、勅令第一六九號改正)
- 明治二十三年法律第二號 (軍港要港ニ關スル件)
- ▽ 軍港要港規則 (明治三三、四、海省令第七號、昭和一七、海省令第三、第四號改正)
- 明治二十三年法律第八十三號 (軍港要港規則違反者處分ノ件)
- 旅順港規則 (大正一四、三、海省令第二號、昭和一七、海省令第一號改正)
- 防禦海面令 (明治三七、一、勅令第一一號)
- ▽ 陸軍輸送港域軍事取締法 (昭和八、三、法第二九號、昭和一五、法第九一號改正)
- 同法施行規則 (昭和一五、六、陸省令第一八號)
- (六) 其ノ他法令
- ▽ 治安維持法 (昭和一六、三、法第五四號)

- 大正十五年法律第六十號 (暴力行爲等處罰ニ關スル法律)
- 國境取締法 (昭和一四、四、法第五二號)
- 同法施行令 (昭和一四、九、勅令第六七〇號)
- 同法施行規則 (朝鮮) (昭和一四、九、府令第一六〇號)
- 同法施行規則 (樺太) (昭和一四、一〇、廳令第八二號)
- 電 信 法 (明治三三、三、法第五九號、大正五、法第一九號改正)
- 無線電信法 (大正四、六、法第二六號、昭和四、法第四五號改正)
- 放送用私設無線電話規則 (大正一二、一二、遞省令第九八號、昭和一五、遞省令第八二號改正)
- 軍用電氣通信法 (昭和九、三、法第三九號、昭和一五、法第一號改正)
- 同法施行令 (昭和一五、九、勅令第五八七號)
- 同法施行規則 (昭和一五、九、陸、海省令第八號)
- 船 舶 法 (明治三二、三、法第四六號、昭和一四、法第六八號改正)
- 航 空 法 (大正一〇、四、法第五四號、昭和一四、法第六八號改正)



- 航空法施行令（昭和一二、五、勅令第二三七號）
  - 郵便法（明治三三、三、法第五四號、昭和一二、法第二號改正）
  - 郵便規則（昭和一三、四、遞省令第二五號、昭和一七、遞省令第一八號改正）
  - 臨時郵便取締令（昭和一六、一〇、勅令第八九一號）
  - 外國人ノ旅行等ニ關スル臨時措置令（昭和一六、一二、內省令第三一號）
  - 外國人ノ入國滞在及退去ニ關スル件（昭和一四、三、內省令第六號、昭和一六、改正）
- （註） 數次ノ改正ヲ經タルモノハ其ノ最終改正ノモノヲ示ス

## 二 關係法令

### （一） 國防保安法（昭和十六年三月六日 法律四十九號）

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國防保安法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム（總理、內務、拓務、陸軍、海軍、司法大臣副署）

#### 國防保安法

##### 第一章 罪

- 第一條 本法ニ於テ國家機密トハ國防上外國ニ對シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル重要ナル國務ニ係ル事項ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ及之ヲ表示スル圖書物件ヲ謂フ
- 一 御前會議、樞密院會議、閣議又ハ之ニ準ズベキ會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
- 二 帝國議會ノ祕密會議ニ付セラレタル事項及其ノ會議ノ議事
- 三 前二號ノ會議ニ付スル爲準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項
- 第二條 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス
- 第三條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國（外國ノ爲ニ行動スル者及外國ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
- 第四條 外國ニ漏泄シ又ハ公ニスル目的ヲ以テ國家



機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ國家機密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 前二條ニ規定スル原由以外ノ原由ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 業務ニ因リ國家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ外國ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 國防上ノ利益ヲ害スベキ用途ニ供スル目的

ヲ以テ又ハ其ノ用途ニ供セラルル虞アルコトヲ知リテ外國ニ通報スル目的ヲ以テ外交、財政、經濟其ノ他ニ關スル情報ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第九條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ治安ヲ害スベキ事項ヲ流布シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

第十條 外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ金融界ノ攪亂、重要物資ノ生産又ハ配給ノ阻害其ノ他ノ方法ニ依リ國民經濟ノ運行ヲ著シク阻害スル虞アル行爲ヲ爲シタル者ハ無期又ハ一年以上ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ十萬圓以下ノ罰金ヲ併科スルコトヲ得

第十一條 第三條乃至第五條、第八條、第九條及前條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第

一項ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第八條ノ罪ヲ犯スコトヲ教唆シタル者ハ被教唆者其ノ實行ヲ爲スニ至ラザルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ノ罰亦前項ニ同ジ

第十三條 第三條乃至第五條、第九條又ハ第十條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第八條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第十四條 第四條第一項、第八條、第十一條乃至前

條ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第十五條 本章ニ規定スル犯罪行爲ヲ組成シタル物、其ノ犯罪行爲ニ供シ若ハ供セントシタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジ若ハ之ニ因リ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有タルヲ問ハズ檢事之ヲ沒取スルコトヲ得

前項ノ犯罪行爲ノ報酬トシテ得タル物及同項ニ掲グル物ノ對價トシテ得タル物ハ其ノ物犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第二章 刑事手續

第十六條 本章ノ規定ハ左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付之ヲ適用ス

一 第三條乃至第十三條ノ罪



二 軍機保護法第二條乃至第七條及此等ニ關スル第十五條乃至第十七條、軍用資源秘密保護法第十一條乃至第十五條、第十九條、刑法第二編第三章、陸軍刑法第二十七條乃至第二十九條及此等ニ關スル第三十一條、第三十二條、第三十四條、海軍刑法第二十二條乃至第二十四條及此等ニ關スル第二十六條、第二十七條、第二十九條並ニ國家總動員法第四十四條ノ罪

本章ノ規定ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタル左ニ掲グル罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

軍機保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)軍用資源秘密保護法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)要塞地帶法、陸軍輸送港域軍事取締法、明治二十三年法律第八十三號(軍港要港規則違反者處分ノ件)軍用電氣通信法、國境取締法、刑法第二編第一章、第二章、第四章、第八章乃至第十一章、第

十五章乃至第十八章、第二十六章、第二十七章及第四十章、朝鮮刑事令第三條、陸軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)第八章及第九十九條、海軍刑法第二編第一章(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)第八章及第百條、治安維持法、大正十五年法律第六十號(暴力行為等處罰ニ關スル法律)爆發物取締罰則、匪徒刑罰令(明治三十一年律令第二十四號)不穩文書臨時取締法、通貨及證券模造取締法、通貨及證券模造取締規則(明治三十六年律令第十四號)明治三十八年法律第六十六號(外國ニ於テ流通スル貨幣紙幣銀行券證券偽造變造及模造ニ關スル法律)治安警察法、大正八年制令第七號(政治ニ關スル犯罪處罰ノ件)外國替爲管理法、關稅法、昭和十二年法律第九十二號(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律)船舶法、航空法、電信法、無線電信法並ニ國家總動員法(前項第二號ニ掲グル罪ヲ除ク)ノ罪

第十七條 檢事ハ被疑者ヲ召喚シ又ハ其ノ召喚ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル召喚狀ニハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ之ヲ發スル旨ヲモ記載スベシ

召喚狀ノ送達ニ關スル裁判所書記及執達吏ニ屬スル職務ハ司法警察官吏之ヲ行フコトヲ得

第十八條 被疑者正當ノ事由ナクシテ前條ノ規定ニ依ル召喚ニ應ゼズ又ハ刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾引シ又ハ其ノ勾引ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾引狀ニ付之ヲ準用ス

第十九條 勾引シタル被疑者ハ指定セラレタル場所ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ檢事又ハ司法警察官之ヲ訊問スベシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セ

ザルトキハ檢事ハ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十條 刑事訴訟法第八十七條第一項各號ニ規定スル事由アルトキハ檢事ハ被疑者ヲ勾留シ又ハ其ノ勾留ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

第十七條第二項ノ規定ハ檢事ノ命令ニ因リ司法警察官ノ發スル勾留狀ニ付之ヲ準用ス

第二十一條 勾留ニ付テハ警察官署又ハ憲兵隊ノ留置場ヲ以テ監獄ニ代用スルコトヲ得

第二十二條 勾留ノ期間ハ二月トス特ニ繼續ノ必要アルトキハ區裁判所檢事ハ檢事正ノ許可、地方裁判所檢事ハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ之ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ四月ヲ越ユルコトヲ得ズ

治安維持法ノ罪ニ付特ニ繼續ノ必要アルトキハ檢事長ノ許可ヲ受ケ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

檢事總長又ハ其ノ指揮ヲ受ケタル檢事刑法第七十



三條、第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條ノ罪ノ捜査ノ爲特ニ繼續ノ必要ノアルトキハ一月毎ニ勾留ノ期間ヲ更新スルコトヲ得但シ通ジテ六月ヲ超ユルヲ得ズ

第二十三條 勾留ノ事由消滅シ其ノ他勾留ヲ繼續スルノ必要ナシト思料スルトキハ檢事ハ速ニ被疑者ヲ釋放シ又ハ司法警察官ヲシテ之ヲ釋放セシムベシ

第二十四條 檢事ハ被疑者ノ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

刑事訴訟法第百十九條第一項ニ規定スル事由アル場合ニ於テハ檢事ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

第二十五條 檢事ハ被疑者ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

コトヲ得

司法警察官檢事ノ命令ニ因リ被疑者又ハ證人ヲ訊問シタルトキハ命令ヲ爲シタル檢事ノ職、氏名及其ノ命令ニ因リ訊問シタル旨ヲ訊問調書ニ記載スベシ第十七條第二項及第三項ノ規定ハ證人訊問ニ付之ヲ準用ス

第二十六條 檢事ハ公訴提起前ニ限り押收、搜索若ハ檢證ヲ爲シ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

檢事ハ公訴提起前ニ限り鑑定、通譯若ハ翻譯ヲ命ジ又ハ其ノ處分ヲ他ノ檢事ニ囑託シ若ハ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前條第三項ノ規定ハ押收、搜索又ハ檢證ノ調書及鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ訊問調書ニ付之ヲ準用ス

第十七條第二項及第三項ノ規定ハ鑑定、通譯及翻譯ニ付之ヲ準用ス

第二十七條 刑事訴訟法中被告人ノ召喚、勾引及勾留、被告人及證人ノ訊問、押收、搜索、檢證、鑑定、通譯並ニ翻譯ニ關スル規定ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被疑事件ニ付之ヲ準用ス但シ保釋及責付ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十八條 外國船舶又ハ外國航空機法律又ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シ當該禁止又ハ制限ニ係ル區域ニ侵入シタル場合ニ於テ檢事捜査ノ爲必要アルトキハ其ノ船舶若ハ航空機ニ對シ指定ノ場所ニ廻航スベキコトヲ命ジ若ハ之ヲ抑留シ又ハ其ノ船舶若ハ航空機ノ長、乗組員及乗客ニ對シ指定ノ場所ニ滯留スベキコトヲ命ズルコトヲ得

檢事ハ前項ノ規定ニ依ル處分ヲ司法警察官ニ命令スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ第十六條ニ規定スル罪以外ノ罪ニ關スル事件ニ付亦之ヲ適用ス

第二十九條 辯護人ハ司法大臣ノ豫メ指定シタル辯護士ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ但シ刑事訴訟法第四十條第二項ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

第三十條 辯護人ノ數ハ被告人一人ニ付二人ヲ超ユルコトヲ得ズ

辯護人ノ選任ハ最初ニ定メタル公判期日ニ係ル召喚狀ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條 辯護人ハ審判ヲ公開シタル公判廷ニ於テ口頭辯論ヲ爲ス場合ニハ國家機密、軍事上ノ秘密、軍用資源秘密又ハ官廳指定ノ總動員業務ニ關スル官廳ノ機密ヲ陳述スルコトヲ得ズ此ノ場合ニ於テ辯護人ハ其ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ陳述ニ代フルコトヲ得

第三十二條 辯護人ハ訴訟ニ關スル書類ノ謄寫ヲ爲



サントスルトキハ裁判長又ハ豫審判事ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

辯護人ノ訴訟ニ關スル書類ノ閱覽ハ裁判長又ハ豫審判事ノ指定シタル場所ニ於テ之ヲ爲スベシ

第三十三條 第十六條第一項ニ掲グル罪又ハ外國ト通謀シ若ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ同條第二項ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審ノ判決ニ對シテハ控訴ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ニ規定スル第一審ノ判決ニ對シテハ直接上告ヲ爲スコトヲ得

上告ハ刑事訴訟法ニ於テ第二審ノ判決ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得ル理由アル場合ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

上告裁判所ハ第二審ノ判決ニ對スル上告事件ニ關スル手續ニ依リ裁判ヲ爲スベシ

第三十四條 裁判所ハ外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ第十六條第二項ニ掲グル罪ヲ

犯シタルモノト認メタルトキハ其ノ旨ヲ判決ニ指示スベシ

前項ノ摘示ヲ爲シタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所外國ト通謀シ又ハ外國ニ利益ヲ與フル目的ヲ以テ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀シ事件ヲ管轄控訴裁判所ニ移送スベシ

第十六條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノト認メタル第一審判決ニ對シ上告アリタル場合ニ於テ上告裁判所同條ニ掲グル罪ヲ犯シタルモノニ非ザルコトヲ疑フニ足ルベキ顯著ナル事由アルモノト認ムルトキ亦前項ニ同ジ

第三十五條 上告裁判所ハ公判期日ノ通知ニ付テハ刑事訴訟法第四百二十二條第一項ノ期間ニ依ラザルコトヲ得

第三十六條 裁判所ハ本章ノ規定ノ適用ヲ受クル罪事由アル場合ニ於テハトアルハ何時ニテモトス

第四十條 朝鮮及臺灣ニ在リテハ本章ニ掲グル法律ハ制令又ハ律令ニ於テ依ル場合ヲ含ム

朝鮮ニ在リテハ第二十二條第三項中刑法第七十三條、第七十五條又ハ第七十七條乃至第七十九條トアルハ刑法第七十三條、第七十五條若ハ第七十七條乃至第七十九條又ハ朝鮮刑事令第三條トシ第三十五條中刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ朝鮮刑事令第三十一條トス

朝鮮ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ朝鮮總督、檢事總長トアルハ高等法院檢事長、檢事長又ハ檢事正トアルハ覆審法院檢事長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢事トス

臺灣ニ在リテハ本章中司法大臣トアルハ臺灣總督、檢事總長又ハ檢事長トアルハ高等法院檢事官長、檢事正トアルハ地方法院檢事官長、地方裁判所檢事又ハ區裁判所檢事トアルハ地方法院檢事官又ハ

ニ關スル訴訟ニ付テハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラズ速ニ其ノ裁判ヲ爲スベシ

第三十七條 第十六條ニ規定スル罪ニ該ル事件(陪審法第四條ニ規定スルモノヲ除ク)ハ之ヲ陪審ノ評議ニ付セズ

第三十八條 刑事手續ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外一般ノ規定ノ適用アルモノトス

第三十九條 本章ノ規定ハ第二十一條、第二十二條、第二十八條、第二十九條、第三十條第一項、第三十三條、第三十四條及第三十七條ノ規定ヲ除クノ外軍法會議ノ刑事手續ニ付テ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ刑事訴訟法第八十七條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百三十三條又ハ海軍軍法會議法第四百四十三條、刑事訴訟法第四百二十二條第一項トアルハ陸軍軍法會議法第四百四十四條第一項又ハ海軍軍法會議法第四百四十六條第一項トシ第二十四條第二項中刑事訴訟法第一百九條第一項ニ規定スル



地方法院支部檢察官、檢事トアルハ檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十六年勅令第五百四十一號ヲ以テ昭和十六年五月十日ヨリ施行)

本法ハ内地、朝鮮、及樺太ニ之ヲ施行ス

第二章ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ爲シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

### (二) 軍機保護法

(昭和十二年八月十四日法律第七十二號)

改正 昭和十六年法律第五十八號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム(總理、海軍、司法、陸軍大臣副署)

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、

用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ  
前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ

六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

ルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

情ヲ知りテ前項ノ團體ニ加入シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金



地方法院支部檢察官、檢事トアルハ檢察官、豫審判事トアルハ豫審判官トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十六年勅令第五百四十一號ヲ以テ昭和十六年五月十日ヨリ施行)

本法ハ内地、朝鮮、及樺太ニ之ヲ施行ス

第二章ノ規定ハ本法施行前公訴ヲ提起シタル事件ニ付テハ之ヲ適用セズ

本法施行前朝鮮刑事令第十二條乃至第十五條ノ規定ニ依リ爲シタル捜査手續ハ本法施行後ト雖モ仍其ノ効力ヲ有ス

前項ノ捜査手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

(二) 軍機保護法 (昭和十二年八月十四日法律第七十二號)

改正 昭和十六年法律第五十八號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル軍機保護法改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム (總理、海軍、司法、陸軍大臣副署)

軍機保護法

第一條 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト稱スルハ作戰、

用兵、動員、出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ圖書物件ヲ謂フ

前項ノ事項又ハ圖書物件ノ種類範圍ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ハ

六月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外國

若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ

前項ニ規定スル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以上ノ有

期懲役ニ處ス

第三條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有

シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三

年以上ノ懲役ニ處ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル

者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者

ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ

懲役ニ處ス

第四條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之

ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲

役ニ處ス

軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者之ヲ公ニ

シ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シタ

ルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第五條 偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又

ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ六月

以上十年以下ノ懲役ニ處ス

偶然ノ理由ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有

シタル者之ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動

スル者ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲

役ニ處ス

第六條 軍事上ノ秘密ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄ス

ルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其ノ

團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ無期又ハ

三年以上ノ懲役ニ處ス

情ヲ知りテ前項ノ團體ニ加入シタルトキハ六月以

上七年以下ノ懲役ニ處ス

第七條 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有

シタル者過失ニ因リ之ヲ他人ニ漏泄シ又ハ公ニシ

タルトキハ三年以上ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金



ニ處ス

第八條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ左ニ掲グルモノニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 軍港、要港又ハ防禦港

二 堡壘、砲臺、防備衛所其ノ他ノ國防ノ爲建設シタル防禦營造物

三 軍用艦船、軍用航空機若ハ兵器又ハ陸軍大臣若ハ海軍大臣所管ノ飛行場、電氣通信所、軍需

品工場、軍需品貯藏所其ノ他ノ軍事施設

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ前條第一項ノ防禦營造物又ハ軍事施設ノ周圍ノ地域ニシテ陸軍大臣又ハ海軍大臣所管ノモノニ付區域ヲ定メ其ノ區域

ニ付測量、撮影、模寫、模造若ハ錄取又ハ其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者亦前條第二項ニ同ジ

第十條 許可ヲ得ズ若ハ許可ニ附シタル條件ニ違反シ又ハ詐偽ノ方法ヲ以テ許可ヲ得テ第八條第一項第二號若ハ第三號ニ掲グルモノニシテ同條ノ禁止若ハ制限ニ係ルモノ又ハ前條第一項ノ區域ニ侵入シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第八條第一項又ハ第九條第一項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反スル行爲ヨリ生ジタル圖書物件ヲ他人ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書物件ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ交付シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ防空其ノ他國土

防衛ノ爲軍事上ノ秘密保護ノ必要アルトキハ命令ヲ以テ空域、土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ左ニ掲

グル行爲ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

一 其ノ區域ニ於ケル航空

二 其ノ區域内ノ氣象ノ觀測又ハ其ノ區域内ノ水

陸ノ形狀若ハ施設物ノ狀況ノ測量若ハ空中、高

所ヨリノ撮影若ハ模寫又ハ其ノ複寫若ハ複製

前項第一號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處シ同項第二號ノ規定ニ

依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第一項第二號ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反ス

ル行爲ヨリ生ジタル圖書ヲ他人ニ交付シタル者ハ

五年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ圖書ヲ公ニシ又ハ外國若ハ外國ノ爲ニ行動

スル者ニ交付シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ三千

圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ演習又ハ兵器實

驗等ニ際シ軍事上ノ秘密保護ノ爲必要アルトキハ

命令ヲ以テ演習又ハ實驗等ヲ行フ空域、土地又ハ

水面及其ノ周圍ノ地域ニ付區域及期間ヲ定メ之ニ

出入スルコトヲ一時禁止シ又ハ制限スルコトヲ

得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ

二年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ軍事上ノ秘密保

護ノ爲必要アルトキハ命令ヲ以テ開港場以外ノ水

面ニ付區域ヲ定メ外國船舶ノ之ニ出入スルコトヲ

禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル船舶ノ長又ハ其ノ職務ヲ執ル者ハ五年以下ノ懲役又ハ三百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ情狀重キトキハ其ノ船舶ヲ沒收



第十五條 第二條乃至第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十三條第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十六條 第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其ノ豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二條乃至第五條ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者亦前項ニ同ジ

第十七條 第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十條、第十一條、第十二條第二項乃至第四項又ハ第十三條第二項ノ罪ヲ犯サシムル爲他人ヲ誘惑シ又ハ煽動シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十八條 本法ノ罪ヲ犯シ因テ得タル財物ハ犯人以外ノ者ニ屬セザルトキニ限り之ヲ沒收ス其ノ財物ガ犯人以外ノ者ニ屬シ又ハ消費其ノ他ノ事由ニ因リ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

第十九條 第二條乃至第五條、第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條又ハ第十二條第二項乃至第四項ニ規定スル犯罪行爲(未遂罪ノ場合ヲ含ム)ヲ組成シタル物又ハ其ノ犯罪行爲ヨリ生ジタル物ハ裁判ニ依リ沒收スル場合ヲ除クノ外何人ノ所有ヲ問ハズ行政ノ處分ヲ以テ之ヲ沒收スルコトヲ得

前項ノ沒收ニ關スル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十條 第二條、第六條、第八條第二項、第九條第二項、第十二條第二項、第十五條又ハ第十六條第一項ノ罪ヲ犯シタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第二條乃至第七條、第八條第二項、第九條第二項、第十一條、第十二條第二項乃至第四項及第十五條乃至前條ノ規定ハ何人ヲ問ハズ本法施行

行地外ニ於テ其ノ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

刑法施行法第二十六條第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 削除

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
(昭和十二年勅令第五百七十八號ヲ以テ昭和十二年十月十日ヨリ施行)

附 則 (昭和十六年三月十日公布)  
法律第五十八號

年十月十日ヨリ施行)

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三) 軍用資源秘密保護法

(昭和十四年三月二十四日) 法律第二十五號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル軍用資源秘密保護法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

軍用資源秘密保護法

第一條 本法ハ國防目的達成ノ爲軍用ニ供スル(軍用ニ供スベキ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)人的及物的資源ニ關シ外國ニ秘匿スルコトヲ要スル事項ノ漏泄ヲ防止スルヲ以テ目的トス

第二條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬ス

附 錄

ルモノニ係ルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)ハ左ニ掲グルモノニ就キ命令ヲ以テ軍用資源秘密ヲ指定ス但シ公示ヲ不適當トスルモノニ係ル指定ハ當該事項又ハ圖書物件ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

一 全國(關東州及南洋群島ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル設



- 備ノ種類別數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)及政府ノ決定シタル生産計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 二 兵器ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該兵器ノ生産額、生産能力並ニ生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數(之ヲ判定シ得ベキ比率ヲ含ム以下之ニ同ジ)又ハ種類別數並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 三 兵器以外ノ軍用ニ供スル重要ナル物資ヲ生産スル工場事業場又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル工場事業場ノ當該物資ノ生産額、生産能力、生産能力判定資料タル重要ナル設備ノ種類別數及其ノ設備ニ屬スル從業者ノ總數又ハ種類別數並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 四 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額及貯藏設備ノ貯藏能力、此等ノ判定資料タル重要ナル貯藏設備ノ當該物資ノ貯藏額及貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 五 政府ガ貯藏セシメタル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ貯藏額、政府ガ當該物資ヲ貯藏セシメタル貯藏設備ノ貯藏能力、政府ノ決定シタル當該物資ノ貯藏命令等ニ係ル貯藏計畫並ニ之等ヲ表示スル圖書物件
- 六 全國若ハ一地方又ハ重要ナル港灣ニ於ケル軍用ニ供スル重要ナル物資ノ輸入額及政府ノ決定シタル輸入計畫並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 七 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル特殊技能者其ノ他ノ重要ナル人的資源ノ總數又ハ種類別數及此等ヲ表示スル圖書物件
- 八 全國又ハ一地方ニ於ケル軍用ニ供スル航空機、自動車又ハ馬ノ總數又ハ種類別數及之等ヲ表示スル圖書物件

スル圖書物件

- 九 軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ輸送能力及輸送能力判定資料タル輸送統計、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル鐵道ノ施設又ハ車輛ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容
- 十 軍用ニ供スル重要ナル飛行場又ハ其ノ附屬設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容
- 十一 軍用ニ供スル船舶ニ於ケル特殊設備ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容
- 十二 軍用ニ供スル重要ナル通信連絡系統及其ノ通信能力、此等ヲ表示スル圖書物件並ニ軍用ニ供スル重要ナル通信設備又ハ其ノ設備ノ通信能力若ハ連絡系統ニ關スル重要ナル記録圖表及其ノ内容
- 十三 陸軍大臣若ハ海軍大臣ノ命令若ハ委囑ニ依ル重要ナル試験研究又ハ軍事上秘匿ヲ要スル發明考案ニ關スル事項及圖書物件
- 十四 軍事上秘匿ヲ要スル氣象ニ關スル重要ナル事項及圖書物件
- 十五 特ニ秘匿ノ措置ヲ要スル第二號乃至第五號及第九號乃至第十二號ニ規定スル設備、第十三號ノ試験研究ニ關スル設備並ニ此等ノ機構及性能並ニ此等ヲ表示スル圖書物件
- 第三條 軍用資源秘匿トシテ秘匿スルノ要ナキニ至リタルモノニ付テハ其ノ指定ヲ解除ス
- 前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル解除ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 軍用資源秘匿ニ關シ政府ノ公表シタルモノアルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ内容ト爲リタル部分ニ限リ其ノ指定ノ解除アリタルモノト看做ス
- 第四條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘匿ニ屬スル圖書物件ニ一定ノ標記ヲ附セシムルコトヲ得
- 第五條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第二條第十五號ニ



該當スル軍用資源秘密ニ屬スル設備ヲ秘匿スル爲  
必要アルトキハ其ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者ニ  
對シ當該設備ノ遮蔽其ノ他之ヲ秘匿スルニ必要ナ  
ル措置ヲ命ズルコトヲ得

第六條 陸軍大臣又ハ海軍大臣(官廳ノ管理ニ屬ス  
ルモノニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣)

ハ第二條第十五號ニ該當スル軍用資源秘密ニ屬ス  
ル設備ヲ秘匿スル爲必要アルトキハ命令ヲ以テ之  
ニ付立入又ハ測量、攝影、模寫、模造、若ハ錄取又ハ  
其ノ複寫若ハ複製ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第七條 政府ハ軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要  
アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ軍用資源秘密ヲ  
記載スル登記簿ノ閱覽又ハ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ  
制限スルコトヲ得

第八條 政府ハ第二條第二號又ハ第十五號ニ該當ス  
ル軍用資源秘密ヲ秘匿スル爲特ニ必要アルトキハ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ法令ニ基ク出願、申請、報

告、届出等ヲ爲シ又ハ立入、検査、質問等ヲ受ク  
ル場合ニ付軍用資源秘密ノ開示又ハ交付ヲ禁止シ  
又ハ制限スルコトヲ得

第九條 陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ第五條ノ規定ニ依  
ル命令ニ係ル事項ニ關シ當該設備ノ管理者又ハ之  
ニ準ズベキ者ニ對シ報告ヲ命ジ又ハ當該官吏ヲシ  
テ必要ナル場所ニ立入り、検査ヲ爲シ若ハ關係者  
ニ對シ質問ヲ爲サシムルコトヲ得

第十條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ規定  
ニ依ル命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス  
前項ノ規定ニ依ル補償金額ニ付不服アル者ハ其ノ  
補償金額ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内ニ通常  
裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十一條 外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ  
又ハ公ニスル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又  
ハ收集シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第十二條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領

有シタル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ  
漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ一年以上ノ有期懲役  
ニ處ス

外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニ  
スル目的ヲ以テ軍用資源秘密ヲ探知シ又ハ收集シ  
タル者之ヲ外國若ハ外國ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄  
シ又ハ公ニシタルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ニ規定スル理由以外ノ理由ニ因リ軍用資源  
秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國若ハ外國  
ノ爲ニ行動スル者ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ  
十年以下ノ懲役ニ處ス

第十三條 業務ニ因リ軍用資源秘密ヲ知得シ又ハ領  
有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シタルトキハ二年以  
下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ニ規定スル理由以外ノ理由ニ依リ軍用資源秘  
密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外國人ニ漏泄シ  
タルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ

處ス

第十四條 第二條第二號又ハ第十五號ニ該當スル軍  
用資源秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ  
漏泄シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下  
ノ罰金ニ處ス

第十五條 軍用資源秘密ヲ外國又ハ外國ノ爲ニ行動  
スル者ニ漏泄スル爲之ヲ探知シ、收集シ又ハ漏泄  
スルコトヲ目的トシテ團體ヲ組織シタル者又ハ其  
ノ團體ノ指導者タル任務ニ從事シタル者ハ五年以  
下ノ懲役ニ處ス

情ヲ知リテ前項ノ團體ニ加入シタル者ハ二年以下  
ノ懲役ニ處ス

第十六條 第六條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反  
シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金  
ニ處ス

第十七條 第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者  
ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス



第十八條 第七條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者及第九條ノ規定ニ依ル立入若ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第十一條及第十二條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十條 第十一條、第十五條又ハ前條ノ罪ヲ犯シシタル者未ダ官ニ發覺セザル前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除ス

第二十一條 第五條ノ規定ニ依リ秘匿ノ措置ヲ命ゼラレタル者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第十七條又ハ第十八條第二項ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十二條 第十七條及第十八條第二項ノ罰則ハ其

ノ者が法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十三條 本法ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ亦之ヲ適用ス

第二十四條 軍用資源秘密ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケタルトキハ之ヲ他人ニ開示シ若ハ交付シ又ハ公ニスルコトヲ妨ゲズ

第二十五條 軍用資源秘密ニシテ官廳ノ管理ニ屬スルモノニ係ル標記及秘匿ノ措置ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ於テハ本法ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ勅令ノ定ムル官廳之ヲ行フ

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

昭和十八年九月一日 初版印刷  
昭和十八年九月五日 初版發行

國民防諜と其の指導

定價貳圓參拾錢  
特別行爲稅額六錢  
相當額六錢

合計貳圓參拾六錢

著者 西澤 幹雄

發行者 株式會社 巖松堂書店  
代表者 波多野 一

印刷者 東京都神田區三崎町二ノ一 合名會社 新陽堂印刷所  
東京四九六九 相原太郎

出版會承認イ180017  
3000部

著作  
所有

發兌元

東京都神田區神保町二ノ二 株式會社 巖松堂書店  
會員登錄番號第一〇六五一三  
電話九段區四一三五—四一三八番  
振替口座東京六五五六番

配給元 日本出版配給株式會社 東京・神田

陸軍士官學校卒業憲兵分隊長  
〇〇派遣憲兵司令部員を  
經て現在憲兵學校教官  
憲兵少佐

主 要 著 書

軍機保護法  
軍用資源秘保護法  
國防保安法



142-14







